

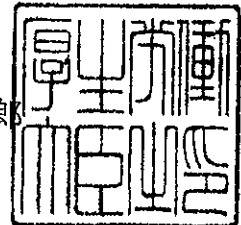
厚生労働省発食安第0718001号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

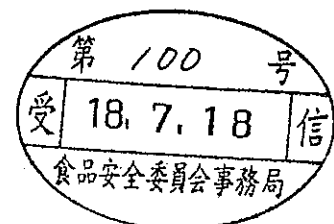
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成15年12月25日付け厚生労働省発食安第1225009号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

メタアルデヒド





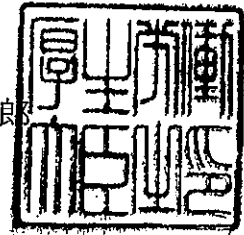
厚生労働省発食安第0718002号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成16年8月3日付け厚生労働省発食安第0803001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

チアメトキサム



大

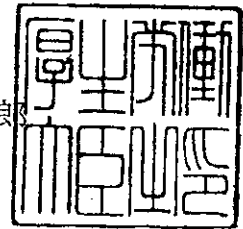
厚生労働省発食安第0718003号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成16年8月3日付け厚生労働省発食安第0803002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

フルフェノクスロン



大

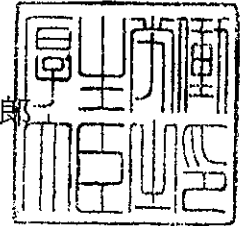
厚生労働省発食安第0718004号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

クロルピリホス



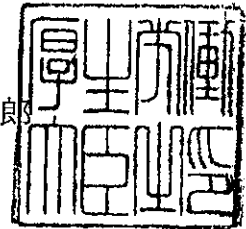
厚生労働省発食安第0718005号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成16年11月30日付け厚生労働省発食安第1130001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

アゾキシストロビン



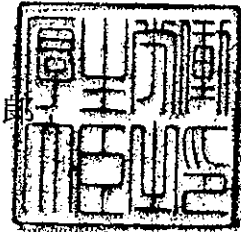
厚生労働省発食安第0718006号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成16年12月22日付け厚生労働省発食安第1222001号及び平成17年12月19日付け厚生労働省発食安第1219001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬、動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

スピノサド



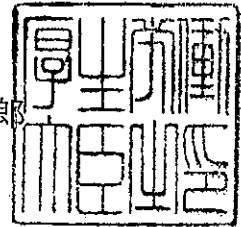
厚生労働省発食安第0718007号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年2月14日付け厚生労働省発食安第0214001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ペノキススラム



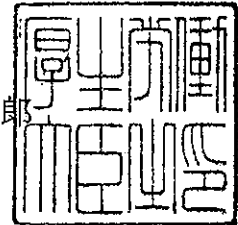
厚生労働省発食安第0718008号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年2月14日付け厚生労働省発食安第0214002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ジコホール



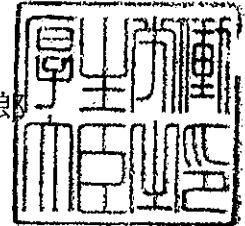
厚生労働省発食安第0718009号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

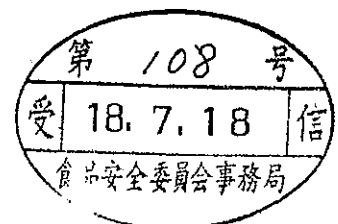
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年2月28日付け厚生労働省発食安第0228001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ノバルロン



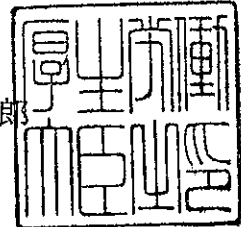
厚生労働省発食安第0718010号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年3月31日付け厚生労働省発食安第0331002号及び平成17年12月2日付け厚生労働省発食安第1202002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬、動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

シロマジン



大

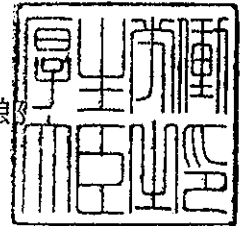
厚生労働省発食安第0718011号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年4月11日付け厚生労働省発食安第0411002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

オルビフロキサシン



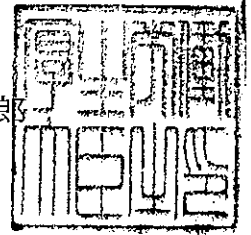
厚生労働省発食安第0718012号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年7月25日付け厚生労働省発食安第0725001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ルフエヌロン





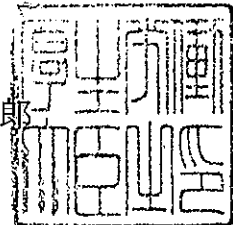
厚生労働省発食安第0718013号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

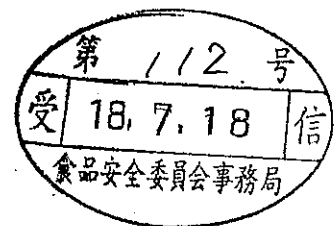
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年7月25日付け厚生労働省発食安第0725002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ビフェントリン



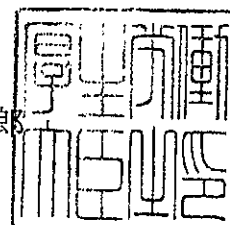
厚生労働省発食安第0718014号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

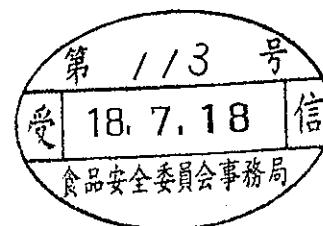
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年8月3日付け厚生労働省発食安第0803001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

フェンヘキサミド



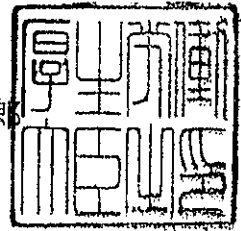
厚生労働省発食安第0718015号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

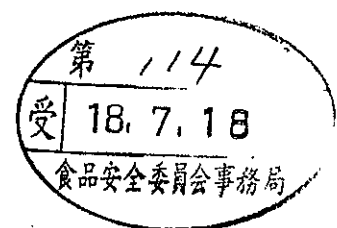
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年8月5日付け厚生労働省発食安第0805005号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ミロサマイシン



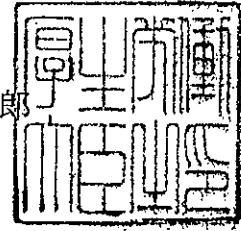
厚生労働省発食安第0718016号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年8月23日付け厚生労働省発食安第0823001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ボスカリド



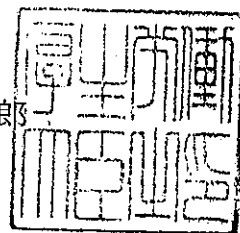
厚生労働省発食安第0718017号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

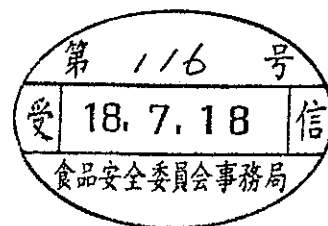
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年8月23日付け厚生労働省発食安第0823003号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

スピロメシフェン





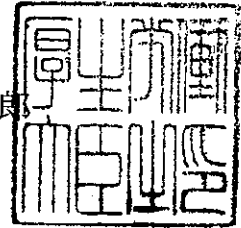
厚生労働省発食安第0718018号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

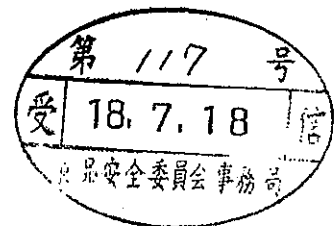
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913003号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

アンピシリン



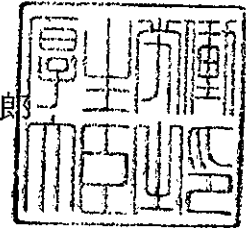
厚生労働省発食安第0718019号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

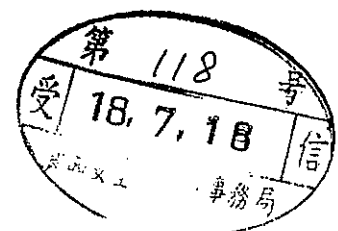
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913004号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

チアンフェニコール



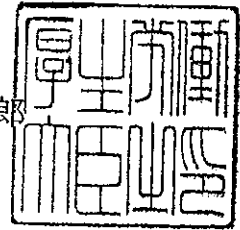
厚生労働省発食安第0718020号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913005号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

フルニキシン



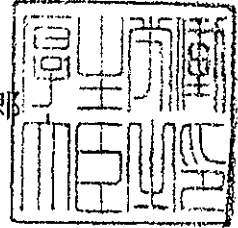
厚生労働省発食安第0718021号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

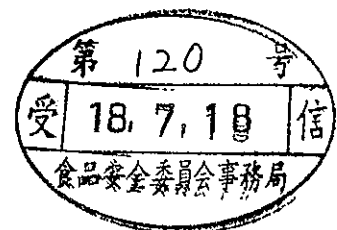
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

フロルフェニコール



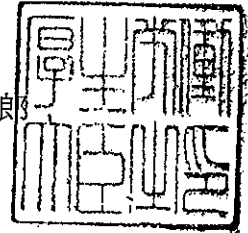
厚生労働省発食安第0718022号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913008号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

セフトオフル

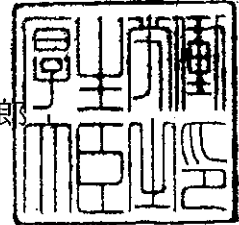


厚生労働省発食安第0718023号
平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

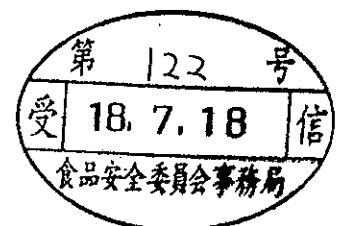
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913009号及び平成18年4月21日付け厚生労働省発食安第0421003号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

プラジクアンテル



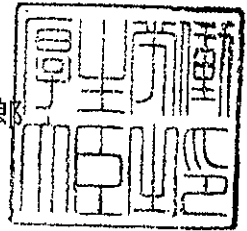
厚生労働省発食安第0718024号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913010号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ホスホマイシン



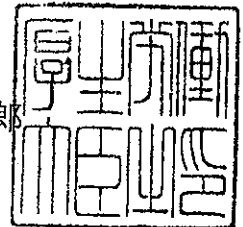
厚生労働省発食安第0718025号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913011号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

スルファメトキサゾール





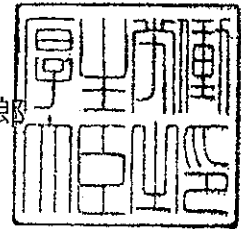
厚生労働省発食安第0718026号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913011号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

トリメトプリム



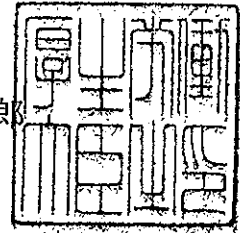
厚生労働省発食安第0718027号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

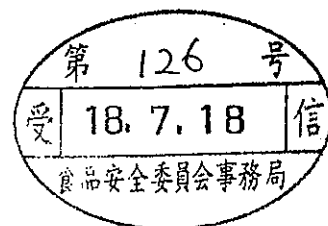
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913012号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

セファピリン



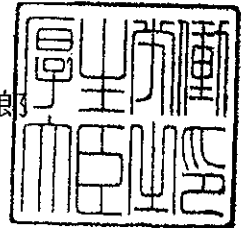
厚生労働省発食安第0718028号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年10月4日付け厚生労働省発食安第1004001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

クロチアニジン



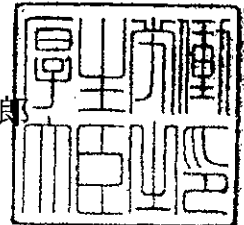
厚生労働省発食安第0718029号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

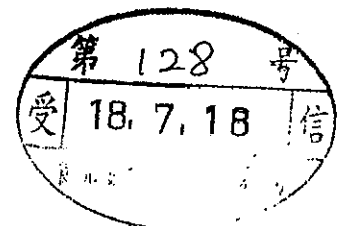
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年10月4日付け厚生労働省発食安第1004002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

クロルフェナピル





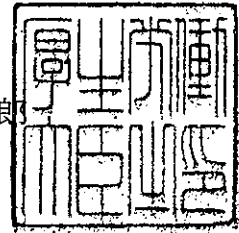
厚生労働省発食安第0718030号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

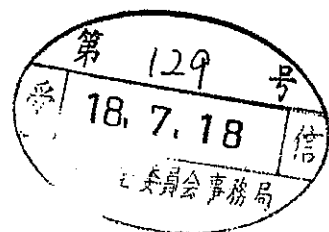
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年10月21日付け厚生労働省発食安第1021002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

プロパモカルブ



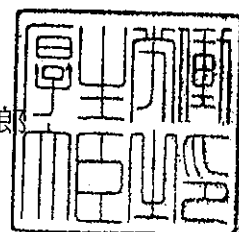
厚生労働省発食安第0718031号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年10月21日付け厚生労働省発食安第1021003号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ビフェナゼート



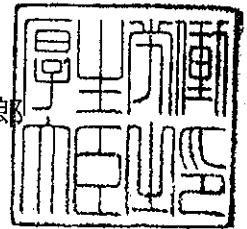
厚生労働省発食安第0718032号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年11月8日付け厚生労働省発食安第1108001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ピリプロキシフェン



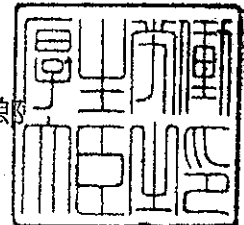
厚生労働省発食安第0718033号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年11月8日付け厚生労働省発食安第1108002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ミルベメクチン



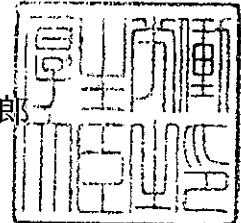
厚生労働省発食安第0718034号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年11月8日付け厚生労働省発食安第1108003号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

インドキサカルブ



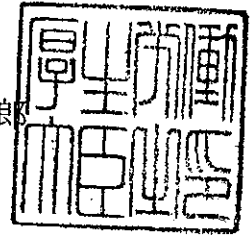
厚生労働省発食安第0718035号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年12月13日付け厚生労働省発食安第1213002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ホルペット



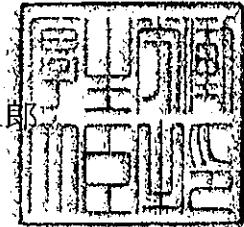
厚生労働省発食安第0718036号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成18年2月27日付け厚生労働省発食安第0227002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

フェンブコナゾール

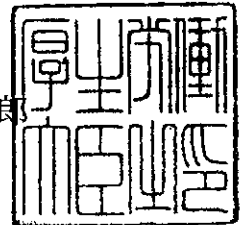


厚生労働省発食安第0718037号
平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成18年4月21日付け厚生労働省発食安第0421001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

メロキシカム



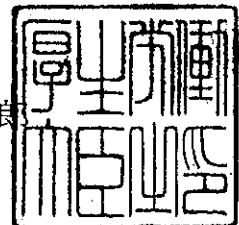


厚生労働省発食安第0718038号
平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成18年4月21日付け厚生労働省発食安第0421002号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

イベルメクチン



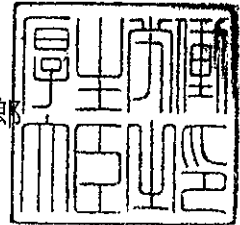


厚生労働省発食安第0718039号
平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成18年5月23日付け厚生労働省発食安第0523001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ジメトモルフ

